

令和7年度香川県パスポートセンター広告事業募集要項

1 施設の概要

香川県パスポートセンター

- ・所在地 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟2階
※所在図（本要項最終項）参照
- ・利用時間 月曜日～金曜日：午前9時から午後6時まで（金曜日のみ午後7時まで）
日曜日：午前9時から午後5時まで（第3土曜日の翌日の日曜日は休み）
※土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの間は利用することができない。（日曜日と祝日・休日が重なった場合は業務を行うが、12月29日から翌年の1月3日まで、及び第3土曜日の翌日は休み。）
- ・年間利用者数 通常年 約4万人（延べ人数）
令和2年 約1万人（延べ人数）
令和3年 約3千人（延べ人数）
令和4年 約7千人（延べ人数）
令和5年 約2万3千人（延べ人数）
令和6年 約2万9千人（延べ人数）
※新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少していたが、世界的に入国規制が緩和され、利用者数は回復傾向が継続しており増加している。

2 募集の内容等

（1）募集

施設において広告を掲出する事業者（広告代理店に限らない）

壁面、柱広告：1～3業者

パンフレットスタンド：1～4業者

（2）広告を表示できる期間

壁面、柱

令和7年4月1日（火）又は令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火）

パンフレットスタンド

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

（3）掲出可能な広告等

施設内待合室の壁面、柱への広告（ポスター等）の掲出及び県が用意するパンフレットスタンドへの広告（パンフレット等）の掲出（別添仕様書のとおり）

壁面、柱：B1ポスター計7枚分のスペース

別添仕様書のとおり、区画1～3より広告を掲出したい区画を選択すること。

複数の区画を一括で応募することも、1区画ずつ応募することもできる。

パンフレットスタンド：A 4 版 4 列 4 段のパンフレットスタンド 2 台

別添仕様書のとおり、区画 A～D より広告を掲出したい区画を選択すること。

複数の区画を一括で応募することも、1 区画ずつ応募することもできる。

※注 壁面、柱、パンフレットスタンドについて、別々に応募することができる。

【募集の条件】

- 広告の掲出ができる場所、広告の規格、数量等は、仕様書のとおりとする。
- 壁面、柱に広告を掲出する場合、安全が確保される方法で壁面に固定すること。
- 広告掲出に当たり、壁面、柱の広告については行政財産の使用許可を受ける必要がある。
この場合、広告料のほかに、行政財産の使用料として、①壁面については各表示期間につき、「5 応募手続」(2)提出期間等において、それぞれ定められた金額を支払うこと。
- 広告掲出に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。(別添契約書案を参照)
- 応募者が広告代理店である場合、掲出する広告の募集は、応募者が行う。
- 広告の掲出及び取り外し、並びにパンフレットスタンド及び掲出中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。
- 広告の掲出期間終了時には原形復旧を行うこと。ただし、県と協議のうえ承認を得た場合はこの限りでない。
- 広告は、その内容等について、「5 応募手続」(2)提出期間等において定められた期限までに、広告原稿を県に提出し、掲出前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 掲出した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県パスポートセンター広告事業実施要領等に従うこと。

3 応募資格

- 県税（県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、本社又は本店所在地の都道府県の都道府県税）、法人税（個人にあつては、所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- 法人にあつては、商法（明治 32 年法律第 48 号）により会社の整理の開始を命ぜられてい

ないこと。

- 次に掲げる者でないこと。

- ① 代表一般役員等（応募者の代表役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人若しくは人格のない社団等の役員（執行役員を含む。）又は法人の支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者
 - ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者
 - ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と広告の作成に係る契約を締結する等当該者を利用したと認められる者
- 上記のほか、香川県広告事業実施基準の第2の2の各号に掲げる業種又は業者に該当しない者であること。

4 現地説明会

特に実施しない。現地確認を希望する場合には、パスポートセンターの業務に支障のないよう配慮のうえ、各自で確認してかまわない。

なお、現在、待合室西側壁面に設置されているポスターボードは、県が所有するものであるので、広告を掲示する場合には、利用することができる。

5 応募手続

（1）募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間:令和7年3月10日(月)正午から令和7年3月21日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（3月10日（月）のみ正午から午後5時まで）

配布場所: 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館10階
香川県総務部知事公室国際課

※なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/koukoku.html>)

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間等

広告の 種 類	書類提出期間	広告表示期間	広告原稿提出期限	行政財産使用料
壁面 柱	令和7年3月 10 日(月) ～令和7年3月 21 日(金)	令和7年4月1日(火)又は 令和7年5月1日(木) ～令和8年3月 31 日(火)	(4/1 から掲出) 令和7年3月 28 日(金) (5/1 から掲出) 令和7年4月 25 日(金)	区画1 (4/1 から掲出): 72,396 円 区画1 (5/1 から掲出): 66,363 円 ----- 区画2 (4/1 から掲出): 48,264 円 区画2 (5/1 から掲出): 44,242 円 ----- 区画3 (4/1 から掲出): 72,396 円 区画3 (5/1 から掲出): 66,363 円
パンフ レット スタン ド	令和7年3月 10 日(月) ～令和7年3月 21 日(金)	令和7年4月1日(火) ～令和8年3月 31 日(火)	令和7年3月 28 日(金)	不要

(注) 壁面、柱、パンフレットスタンドとも、書類提出時間はいずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(3月 10 日(月)のみ正午から午後5時まで)。

提出場所：高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県庁本館 10 階 香川県総務部知事公室国際課
電子メールアドレス kokusai@pref.kagawa.lg.jp

提出方法：持参、郵送、電子メール

※ 県に提出後、提出物の差し替えはできない

※ 郵送で提出する際は、庁内での配送期間を考慮すること

提 出 物：① 申込書

② 見積書

③ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）又は
住民票抄本（応募者が個人の場合）

④ 納税証明書（下記の**A**及び**B**）

A 県税（県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、本社又は本店所在地の都道府県の都道府県税）に滞納のない旨の証明書

県内に事務所又は事業所を有する者	香川県税の納税証明書 (香川県指定様式、県税事務所等において発行)
県内に事務所又は事業所を有しない者	本社又は本店所在地の都道府県が交付する都道府県税の納税証明書

※ 香川県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「申請届出様式ダウンロード」からダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

※ 香川県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印、

個人の方は事業主の印鑑が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の香川県収入証紙が必要です。

B 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」、本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

⑤ その他参考となる書類（会社概要など）

（注） ・ ③、④については発行後3か月以内のものを提出すること。また、代表者が原本証明をしたものに代えることも可とする。

・ 複数の広告の種類を同時に申請する場合には、申請について③から⑤の書類をそれぞれの申込書に添付する必要はない。

6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に応募書類を提出しないとき
- ・ 同一広告の同一区画に2以上の応募をしたとき
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、住所、氏名若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

7 広告取扱業者の決定

（1）決定方法

壁面、柱、パンフレットスタンドのそれぞれの応募者のうち、最も高額な広告料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定する。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、先着順で決定する。

（2）結果の発表

応募者に対し文書で通知する。

また、決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

（3）広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は県と広告事業に関する契約を締結しなければ、また、壁面に広告を掲出し

ようとする広告取扱業者は、併せて、県が指定する日までに、行政財産の使用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受けなければ、その資格を失う。

8 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県パスポートセンター広告事業実施要領、契約書(案)等を熟読のうえ、応募すること。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

9 問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部知事公室国際課 南

- ・電 話 087-832-3027 (直通)
- ・FAX 087-837-4289
- ・電子メールアドレス kokusai@pref.kagawa.lg.jp

○香川県パスポートセンター所在図

